

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和7年度予算・令和6年度補正)

林野庁

※本資料は、令和7年度政府予算及び令和6年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

【建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ】

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																			住宅		
								公共建築物											民間非住宅建築物										
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路S・A・道の駅									
6	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	62億円の内数																	特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、不造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinva.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoku/aizen/koufukin2.html
7	農林水産省（林野庁）	燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち特用林産生産資材高騰対策（うち省エネルギー化施設等整備）	コスト低減等に取り組みのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備を支援。	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること ○施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が15%以上削減すること又はエネルギー効率が15%以上向上すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	17億円の内数 ※R6補正																	特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、不造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R6hosei.html
8	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材需要拡大（うち花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備）	スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等の整備や、需給緩和への対応に資する製品保管庫や原木ヤード等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○スギ材を一定量（原木消費量の50%以上）活用する施設であること 等	1/2以内等	56億円の内数 ※R6補正																	製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等	○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○ 林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																			
								公共建築物																			
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅	民間非住宅建築物							
22	環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	戸建住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）戸建住宅またはZEH+戸建住宅	①ZEH化戸建住宅への定額補助:55万円/戸 ②ZEH+戸建住宅への定額補助:90万円/戸	55.5億円の内数												○	CLT一定量以上使用で別途補助	執行団体のHPに記載		環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 TEL:0570-028-341	調整中			
23	環境省	集合住宅の省CO2化促進事業	集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援	集合住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）集合住宅 ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助:40万円/戸 ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定額補助:40万円/戸（50万円/戸※） ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助:補助率1/3以内、上限40万円/戸（上限50万円/戸※） 断熱等性能等級6以上かつ基準一次エネルギー消費量から30%以上の一次エネルギー消費量削減を達成した場合	29.5億円の内数												○	①②③について、CLT一定量以上使用で別途補助 ③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける	執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341	調整中				
24	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	先進的な技術等の組み合わせによる民間の大規模建築物のZEB化の実証を支援	民間企業等	○BELSIによるZEB認証の取得 ○「ZEBプランナー」の関与 ○WEBPRO未評価技術のうち1項目以上の導入 ○要件を満たすBEMS導入 ○エネルギー区分ごとの計測・計量・データ収集・分析・評価 ○ZEBリーディング・オーナーへの登録等	補助対象経費の2/3以内	55億円の内数											○	CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択予定 対象は、大規模建築物（新築：10,000㎡以上、既築2,000㎡以上）に限る			資源エネルギー庁省エネルギー課 TEL:03-3501-9726	準備中				

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
								非住宅建築物																			住宅	
								公共建築物											民間非住宅建築物									
								子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警報署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅										
32	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として通所施設等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること等	1/2	50億円の内数																	障害者の社会参加支援等については、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528	
33	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図るとともに、障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等を速やかに実施する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること等	1/2	108億円の内数 ※令和6年度補正																	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図るとともに、障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等を速やかに実施する		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528	
34	子ども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防犯壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	市区町村	市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4等	245億円の内数																	就学前教育・保育施設		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	子ども家庭庁成育局保育政策課 TEL：03-6858-0043 子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	
35	子ども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金	都道府県社会福祉法人等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	定額（1/2相当、児童館は原則1/3相当）	67億円の内数																	児童福祉施設等		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																				住宅
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物									
45	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業)	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等(定額)や設計費・建築費(3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内)への助成	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅(分譲・個人住宅は対象外)	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL: 03-6744-2294	https://cltjishou.org/index.html
46	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちJAS構造材実証支援事業)	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	調整中	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1:公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	○	林野庁木材産業課 TEL: 03-6744-0583	https://www.jas-kouzouza.jp/
47	農林水産省(林野庁)	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち外構部等の木質化対策支援	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	459億円の内数 ※R6補正	建築物の外構(木塀・ウッドデッキ等)が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。														建築物の外構部等の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはできない	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する	○	林野庁木材利用課 TEL: 03-6744-2626	https://www.kinohe.jp/	
48	農林水産省(林野庁)	木材需要の創出・輸出強化対策(うち地域における非住宅木造建築物整備推進)	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的に支援	0.3億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない(ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外)														地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求める地域協議会等を公募する	○	林野庁木材利用課 TEL: 03-6744-2626	https://mokuwooku.kiwoikasu.or.jp/	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物等の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：建築工事費の15%以内

ただし、次に該当するものは1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 等

▶内装木質化：建築工事費の3.75%以内

ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物等の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【公共建築物等の木造化・内装木質化のポイント】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

延べ1000人/年の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

グリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち
建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。また、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

4. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、木造公共建築物等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3、4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

高性能林業機械等の導入（継続）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**高性能林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**高性能林業機械等のリースを支援**

<事業内容>

1 高性能林業機械等整備

- ・ 事業内容
 - (1) 林業機械作業システム整備（購入補助）
 - (2) 効率化施設整備
 - (3) 活動拠点施設整備
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2)、(3) の事業：定額（1/2以内）

2 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）

- ・ 事業内容：
林業機械のリース支援
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

高性能林業機械等の導入支援

素材生産型



【伐採、造材】
ハーベスタ
プロセッサ 等



【集材、運搬】
フォワーダ
架線式グラップル 等

造林保育型



【地拵え、植付】
マルチャー
資材運搬ドローン 等



林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図る

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8055）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（組替新規）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

・国産材利用への追い風が吹いている中、需要拡大を図るとともに、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
 ・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

<事業の内容>

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

<支援内容>

① 木造公共建築物等の整備

地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援

② 木質バイオマス利用促進施設の整備

未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援

③ 特用林産振興施設等の整備

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

④ 木材加工流通施設等の整備

林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備

① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物等の木造化や内装木質化を支援（**地域材利用や再造林等へ貢献する取組への支援を強化**）



木造・木質化のイメージ



木質バイオマス利用促進施設の整備

② 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電併給のための施設等の整備を支援（**燃焼灰活用への支援を強化**）



移動式チップパー



木質資源利用ボイラー

特用林産振興施設等の整備

③ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援（**耐震施設の整備等の支援を強化**）



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

木材加工流通施設等の整備

④ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（**省人化施設の導入、工場再編等への支援を強化**）



省人化等施設

【お問い合わせ先】 ①の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)
 ②の事業 " (03-6744-2297)
 ③の事業 経営課 (03-3502-8059)
 ④の事業 木材産業課 (03-6744-2292)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、補助率1/2
 （燃焼灰を有効活用する取組は優先採択）

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
 都道府県はさらに事業主体へ配分。

◀補助対象▶

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産振興施設等の整備（拡充）

【令和7年度予算額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。
 また、支援にあたり、**地震等自然災害への対策として、耐震施設の整備や止水板の設置等、園芸施設共済等の加入に取り組む事業者への優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

- 令和6年能登半島地震により、特用林産物関連施設に甚大な被害が発生し、**災害に強い施設整備の実施が急務**
- 国内での**安定的なきのこの生産体制の構築**のためにも、特に菌床きのこの栽培施設の**耐震補強が重要**

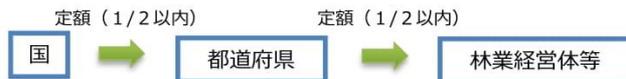


【菌床栽培棚の倒壊等（地震）】 【菌床栽培施設に浸水・土砂流入（豪雨）】

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち 特用林産生産資材高騰対策

【令和6年度補正予算額 1,700,048千円の内数】

<対策のポイント>

きのこ生産について、燃油・電気代が高騰していることに加え、原木やおが粉の需給ひっ迫による価格高騰等、生産資材の安定的・効率的な調達に困難な状況となっている。このため、コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、省エネ化等に資する施設整備や次期生産に必要な生産資材の導入費の一部支援に加え、おが粉の需給マッチング、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。

また、特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、流通の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

<政策目標>

国産きのこ類の生産目標（44万t [令和5年] → 49万t [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器*の導入等省エネ化や生産性向上に向けた施設整備を支援します。

* きのこ生産者の省エネ機器（木質資源利用ボイラー等）への入れ替え支援について、省エネ性能の向上を要件とする。

2. 生産資材導入支援

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、価格上昇する原木、おが粉等次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援*し、体質強化を促進します。

* 生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体等）の価格上昇分の1/2相当を補助（経営費に占める電気代の割合が15%以上の場合、7/10相当まで引き上げ）

3. きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ用おが粉の安定的な調達に向けた、おが粉の需給マッチングに加え、林畜連携による廃菌床の家畜用敷料や飼料での活用等を支援します。

4. コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産コストの上昇を踏まえた価格形成の検討に必要な、生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

①省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器の導入などコスト低減等に向けた施設整備を支援



木質資源利用ボイラー



ヒートポンプ

②生産資材導入支援

次期生産に必要な原木、おが粉等生産資材の導入費の一部を支援



原木



おが粉



菌床

③きのこ生産者の経営安定化に向けたおが粉等の需給マッチング支援

きのこ生産者や畜産事業者による、おが粉や廃菌床の需給マッチングの仕組みの構築等を支援



おが粉等の需給マッチングの構築

④コスト構造等の実態調査

特用林産物の生産・流通・小売等の各段階におけるコスト構造等の実態を調査



特用林産物のコスト構造実態調査

スギ材の需要拡大

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギ J A S 構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギ J A S 構造材等の利用の促進を支援します。

3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

地震災害の発生や改正建築基準法令を踏まえた、高耐久性な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催や SNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業イメージ>

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備



スギ材を一定量活用する
木材加工流通施設等

・木材加工機械等の導入支援



・製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備支援



スギ材を活用した製品の効率的・安定的な供給



異樹種集成材



LVL



平角材

川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



住宅分野



スギJAS
構造材
等



スギ J A S 構造材等の利用促進を支援

花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



スギ材の利用拡大に向けた
技術開発を支援

花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成



スギ材利用の機運醸成を図る取組を支援

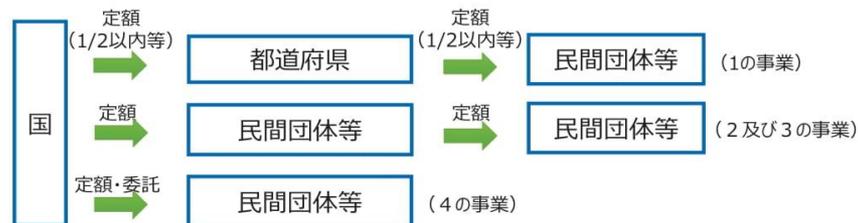
スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

<事業の流れ>



林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち

林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

木材産業の体質強化に向けて、**木材加工流通施設の整備**を支援するとともに、原木の低コストかつ安定的な供給のための**路網整備**、**高性能林業機械等の導入**、**再造林の低コスト化**、**搬出間伐の実施**等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 路網整備・機能強化、搬出間伐等の実施＜一部公共＞

林業の生産基盤である**路網の整備・機能強化**を支援するとともに、原木供給力の強化に向けた**搬出間伐**等の実施を支援します。

2. 高性能林業機械等の整備

林業の生産性の向上に資する**高性能林業機械等**の導入を支援します。

3. 再造林の低コスト化

森林資源の安定確保に資する**再造林の低コスト化**の取組を支援します。

4. 木材加工流通施設の整備

生産性向上や競争力のある木材製品の生産に向けた**木材加工流通施設の整備**を支援します。

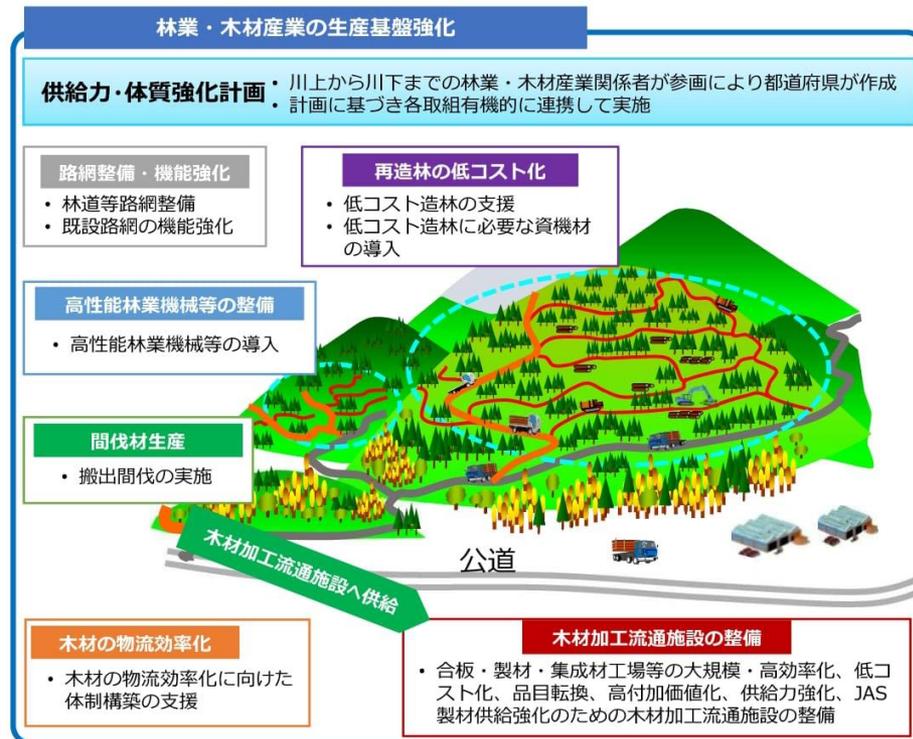
5. 木材の物流の効率化に向けた体制構築

川上・川中事業者等の連携による**木材の物流効率化に向けた取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1、3の事業) 林野庁整備課 (03-6744-2303)
 (2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8055)
 (4、5の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2292)

強い農業づくり総合支援交付金

【令和7年度予算額 11,952 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕 等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に**必要なストックポイント等の整備**を支援します。

<事業イメージ>

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金） ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 } × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 ↓作成↓ 食料システム構築計画（3年） 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 食料システム構築計画のイメージ 【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等 「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援
	2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2. ①のメニューとは別枠で みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備
	3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
 （3の事業） 新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

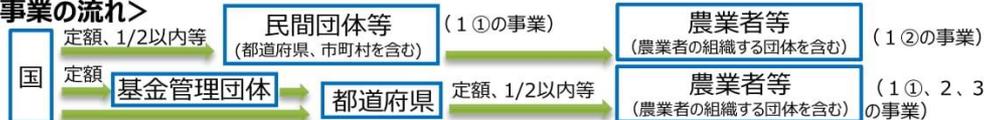
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 特別枠の設定
 - ・スマート農業推進枠
 - ・施設園芸エネルギー転換枠
 - ・持続的畑作確立枠
 - ・土地利用型作物種子枠
- 推進枠の設定
 - ・中山間地域の体制整備
- 施設整備

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 生産基盤の強化
- 堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1 ①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
 （2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業
（農泊推進型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
 （令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所**等としての活用を推進します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設**等の**整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊**等における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充事項

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



専門家の派遣・指導



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

＜事業目標＞

農福連携等に取り組む主体数（12,000件 [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、農福連携の**定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

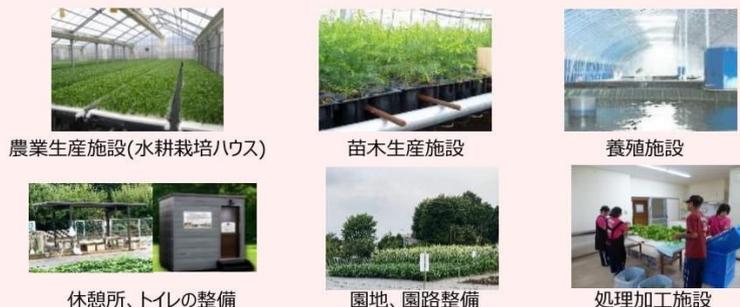
① 農福連携支援事業



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度予算額 1,952 (1,952) 百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援**します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用**等を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

優良木造建築物等整備推進事業

継続

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)




環境省



【令和7年度予算額 3,820百万円 (4,719百万円)】

【令和6年度補正予算額 4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

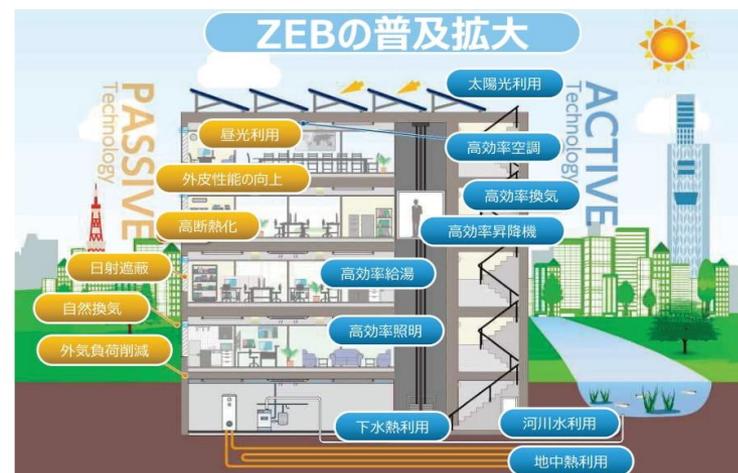
1. 事業目的

- ・2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ・外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照) ・ 委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。
- ◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合等。

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3～1/4 (上限3～5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- ・ 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2 : LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆ 補助要件：ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆ 特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

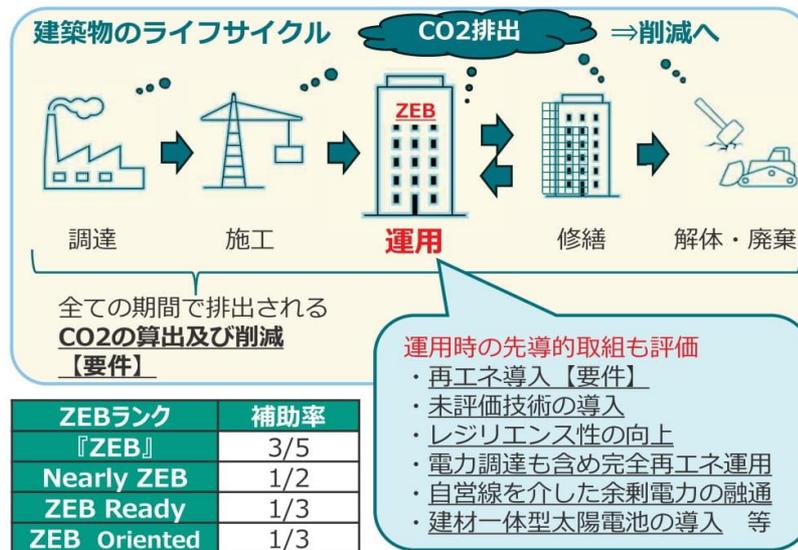
② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ② 委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3
ZEB Oriented	1/3

- ※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。
- ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 ①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度予算額 5,550百万円（7,550百万円）】
【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】



戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

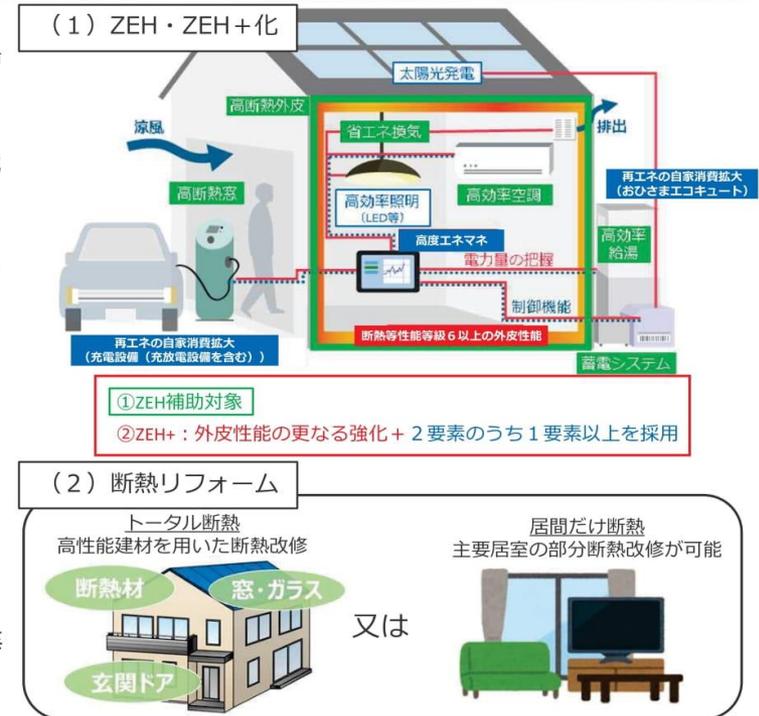
- 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
 - 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率の運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：90万円/戸
 - 上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
 - 上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額2万円/戸等
- 既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等級性能5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者 (3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和7年度予算額 2,950百万円（3,450百万円）】
【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング/高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

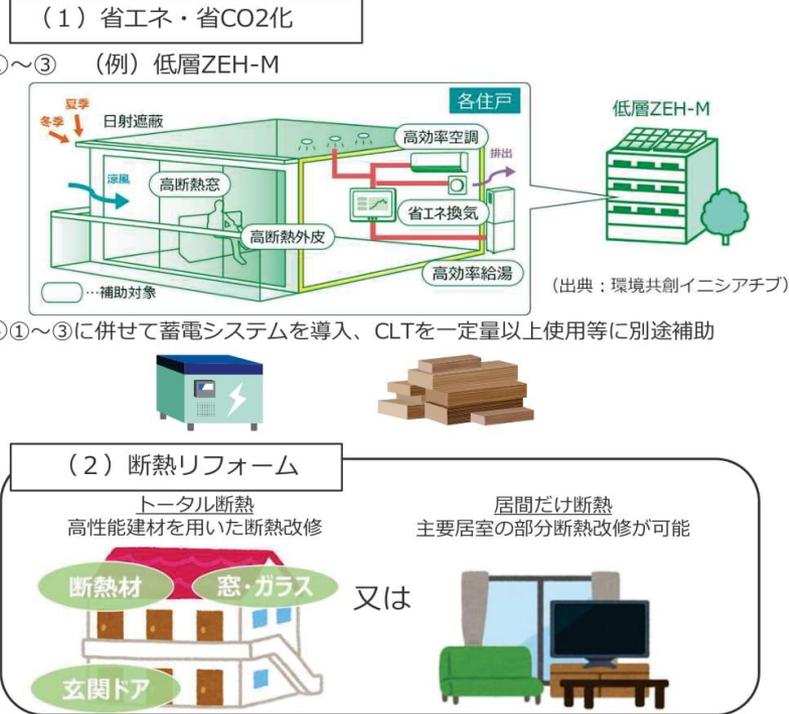
- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助※1：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定額補助※1：40万円/戸※2
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助※1,3：補助率1/3以内（上限40万円/戸※2）
 - ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※1 水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
 ※2 断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、新築中層ZEH-Mは定額50万円/戸、新築高層ZEH-Mは上限50万円/戸。
 ※3 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	(1) (2) 間接補助事業	(3) 委託事業
■ 補助対象・委託先	(1) (2) 住宅取得者	(3) 民間事業者・団体等
■ 実施期間	平成30年度～令和7年度	

4. 補助対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和7年度予算額 55億円（57億円）

事業目的・概要

事業目的

「第6次エネルギー基本計画」において、住宅・建築物の省エネルギー性能については、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」とされていることから、大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

- (1) ゼッチ・マンション（ZEH-M）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- (3) 既築住宅のZEH改修実証支援
省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上の住宅への改修を普及させることを目指す。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与する。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。



公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額
(前年度予算額)

691億円
683億円

令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**



バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ (1/3→1/2) の時限延長 (令和9年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長 (令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造の場合)
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)



国立大学・高専等施設の整備

令和7年度予算額 364億円
 (前年度予算額 363億円)

令和6年度補正予算額 624億円

- 概要**
- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進し、キャンパスの質及び魅力の向上を図る。
 - ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図り、産学官連携によるキャンパスの共創拠点（イノベーション・commons）化を推進することによって地域の社会課題解決・イノベーション創出や地域防災に貢献する。

事業内容

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



落下の危険がある外壁



耐災害性が向上

②イノベーション拠点の強化等

人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



イノベーション人材育成のための教育環境



フレキシブルなオープンラボ

③カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調・全熱交換器の整備

産業界との共創



学生と起業家・地元企業との交流を促進する共創の場



体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点

地方公共団体・地域社会との共創



県や市と連携して地域防災支援を行う活動拠点



産官学連携による地域の課題解決の拠点

他の大学・研究機関等との共創



国内外の大学や企業との連携拠点



研究者間の連携を促進する最先端研究の拠点



老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレイヤーが共創できる拠点

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

私立学校施設・設備の整備の推進

令和7年度予算額
(前年度予算額
[令和6年度補正予算額

91億円
93億円
129億円]



背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

学生・生徒等の学習・生活の場で、災害時には避難所機能を果たす私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心で持続可能な環境を確保する。また、私立学校の教育研究環境を一層高度化し、教育DXを推進するとともに、研究力等の向上や研究成果の社会実装を加速化し、社会経済の発展に寄与する。

1. 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心な教育環境の実現

45億円 (45億円) [55億円]

私立学校施設は、多数の学生・生徒等^{※1}にとっての学習・生活の場であるだけでなく、災害時には避難所機能を果たす^{※2}など、重要な役割を果たす公共財^{※3}であり、安全・安心な環境の確保は学校施設が備えるべき基本条件として極めて重要

- ※1 私立学校に通う学生・生徒の割合 大学：約7.5% 高校：約3.5%
- ※2 指定避難所等を有する私立学校 大学：4割超 小・中・高・特：3割超 [R5調査]
- ※3 解散した学校法人の財産は、最終的に国庫に帰属 [私立学校法第51条]

- 非構造部材（吊り天井・外壁 など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレ など）
- 防犯対策 ●アスベスト対策

このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施
事業（貸付）規模 600億円 [うち財政融資資金 294億円]

Point! 利子助成対象事業に指定避難所施設等の機能強化整備事業を新設



耐震化未完了の建物が
大規模地震により甚大な
被害を受けた例

【耐震対策の実施率（%）令和5年4月1日時点】

- ① 構造体の耐震化 大：96.1 [国：99.8] 高：93.9 [公：99.8]
- ② 屋体等の吊り天井等の対策 大：67.8 [国：99.8] 高：82.5 [公：99.6]
- ③ ②を除く非構造部材の対策 大：20.0 [国：77.5] 高：40.1 [公：67.3]

「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づく私立学校施設に関する目標
・構造体・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和10年度までに完了
・国立に比べ耐震対策（特に非構造部材）の遅れが顕著、対策の強力な推進は喫緊の課題

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の高上げあり

2. 成長分野等をけん引する私立大学等教育研究環境の高度化による研究力・国際競争力の向上 23億円 (23億円) [15億円]

私立大学等の多様で特色ある成長分野（AI、バイオ、マテリアル、半導体、Beyond 5G（6G）、健康・医療 等）等の教育研究環境を一層高度化・強化することで、優秀な若手研究者等を引き付け研究力・国際競争力を向上し、研究成果の社会実装を加速化するなど社会経済の発展に寄与

- 教育研究環境（装置^{※4}・設備・施設）の高度化

※4 教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事を含む



【装置の例】高分解能走査電子顕微鏡

- ・物質構造を微小領域（ナノレベル）で観察可能
- ・学生が授業で活用し、高度な分析技術を習得

補助率 装置・施設1/2以内



【設備の例】DNAシーケンサー

- ・DNAの塩基配列を解明
- ・遺伝病や感染症の診断・治療法の開発等に大きく寄与

補助率 教育基盤設備1/2以内・研究設備2/3以内

3. 私立高等学校等ICT環境の整備による教育DXの推進

22億円 (21億円) [1億円]

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協動的な学びを実現

- 1人1台端末の整備 ●電子黒板や周辺機器等ICT教育設備 ●校内LANの整備

【教育DXの推進】



補助率 端末整備2/3以内
ICT教育設備整備1/2以内
校内LAN整備1/3以内

4. 熱中症・光熱費高騰・温暖化等への対応の加速化による持続可能な教育環境の実現

1億円 (4億円) [58億円]

熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進

光熱費高騰等への対応として省エネルギー化を加速することにより、持続可能な教育研究環境を実現^{※5}するとともに、温暖化対策に貢献

- ※5 A大学の事例：研究棟（7,500m²）空調設備の高効率化・照明設備のLED化により電気料金を年間で約6百万円削減
- B大学の事例：教育棟（5,500m²）照明設備のLED化により電気料金を年間で約4百万円削減
- C中高の事例：校舎・体育館（4,800m²）空調設備の高効率化・照明設備のLED化により電気料金を年間で約2百万円削減

- 空調設備の整備や高効率化 ●照明設備のLED化

【エアコン整備 熱中症対策】

【照明のLED化による省エネ対策の推進】

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。



私立幼稚園施設整備費補助金

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5億円
5億円)

令和6年度補正予算額

23億円 ※

現状・課題・事業内容

○ 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- 1 耐震補強** …… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- 2a 防犯対策** …… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置
- 2b 特別防犯対策** …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の高上げ1/3→1/2による促進)
- 3 新築・増築・改築** …… 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築（改築は仮設園舎の整備を含む）
- 4 アスベスト等対策** …… 吹き付けアスベストの除去等
- 5 屋外教育環境整備** …… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
- 6 エコ改修** …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- 7 内部改修** …… 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）、衛生環境改善のための園舎の整備
(間仕切り設置、空調整備等)
- 8 バリアフリー化** …… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2
------	--------------------------------------------------------------------------

対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費 等
------	-------------------

※ 耐震補強の一部、新築・増築・改築の一部及び屋外環境整備以外については令和6年度補正予算に計上

拡充 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

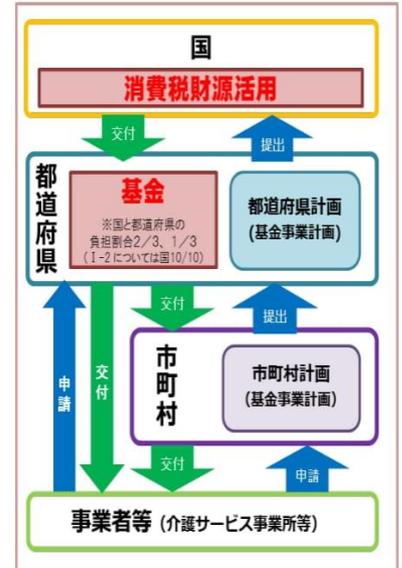
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

<実施主体等>



<令和5年度交付実績> 38都道府県

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度当初予算額 50億円 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) * ()内は前年度補正予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕

（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動介護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

事業実績：251件（令和5年度）

**施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業)**

令和6年度補正予算額 77億円

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者支援施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等改修、浸水被害等に備えた改修等に要する費用

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者支援施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業)

令和6年度補正予算額 31億円

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

就学前教育・保育施設整備交付金 拡充 見直し

令和7年度予算額 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

- 【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村
- 【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)
- 【対象施設】 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施事業所 等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)
- 【補助割合】
(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

- 待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む)
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

- (公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (公立) 国2/3、設置者(市区町村)1/3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(9.4億円)

次世代育成支援対策施設整備交付金

令和7年度予算 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
① 通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ こども家庭センター ・ 里親支援センター ・ 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 妊産婦等生活援助事業所 ・ 児童育成支援拠点事業所 ・ 子育て短期支援事業専用施設
② 耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

令和7年度予算 91億円+ 令和6年度補正予算 13億円 (令和6年度当初予算 156億円)
※令和7年度当初予算91億円 全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質的補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質的補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

■ 民生安定助成事業

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	博物館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	自治会集会所（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	水泳プール	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保育用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
駐車場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	林業用施設	2/3	2/3・8/10
水道	5/10	2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
ごみ・し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	救難施設	7.5/10	7.5/10
老人福祉センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
コミュニティ供用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	消防庁舎	5/10	5/10
体育館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	市町村庁舎	5/10（限度額）	5/10（限度額）
公民館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
図書館（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	除雪機械	7.5/10	
特別集会施設（改修工事）	7.5/10（限度額）	7.5/10（限度額）	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
児童館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	改修調査	9/10	9/10
保健相談センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	汚水処理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

概要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

- 根拠: 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条
- 対象: 特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジ エ ッ ト 飛 行 場	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市
	三沢飛行場	三沢市 青森県上北郡 東北町
	八戸飛行場	八戸市
	松島飛行場	石巻市 東松島市
	百里飛行場	行方市 銚田市 小美玉市
	人間飛行場	狭山市 人間市
	下総飛行場	柏市 鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小松飛行場	小松市 加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	米子市 境港市
	岩国飛行場	岩国市 行橋市
	築城飛行場	福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町 福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演 習 場 （ 射 爆 撃 場 を 含 む 。）	上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (鳥松着弾地及び鳥松地区に限る。)	恵庭市 北広島市
	然別演習場	北海道河東郡 鹿追町
	矢臼別演習場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
	王城寺原演習場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白河布引山演習場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市 上越市
	北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市 岡山県勝田郡 奈義町
	大矢野原演習場	熊本県上益城郡 山都町
	日出生台演習場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市 鹿児島県始良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射爆撃場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町	
久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡 久米島町	
出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村	

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港 湾	大湊港に所在する防衛施設	むつ市
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市
	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市
	呉港に所在する防衛施設	呉市
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市 西海市
	那覇港に所在する防衛施設	那覇市
弾 薬 庫	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市
	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市 京都府相楽郡 精華町
	川上弾薬庫	東広島市
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	江田島市
	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市
		うるま市
		沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
試験場	下北試験場	青森県下北郡 東通村
ハ リ 飛 行 場	霞ヶ浦飛行場	土浦市 茨城県稲敷郡 阿見町
	宇都宮飛行場	宇都宮市
	相馬原飛行場	群馬県北群馬郡 榛東村
	木更津飛行場	木更津市
	徳島飛行場	徳島県板野郡 松茂町
	目達原飛行場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡 上峰町
	普天間飛行場	宜野湾市
大 規 模 ハ リ 施 設	キャンプ座間	相模原市 座間市
	相模総合補給廠	相模原市
高 占 有 率 施 設	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市
	小牧基地	春日井市 小牧市
	牧港補給地区	愛知県西春日井郡 豊山町 浦添市
	北部訓練場	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村
	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
	計	73 施設

(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要



事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

令和7年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,309	1,946	363	200

社会福祉事業施設等貸付事業
 利子補給金
 2,710,768千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年1.500%~2.600% (年1.600%~2.200%)	年1.500%~2.600% (年1.600%~2.200%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
 (注3) 貸付金利は令和7年4月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。
 ()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和7年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,300	1,190
医療貸付事業	1,164	1,119
合計	2,464	2,309



○新築の貸付具体例

区分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.100% (年1.700%) (据置期間中無利子)

区分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年2.200% (年1.800%)

区分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年2.100% (年1.700%)

(注) 貸付金利の ()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

○災害復旧資金 (社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

<対策のポイント>

中層建築物に重点を置いた建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等）の利用実証、建築基準法等に対応した強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及を支援します。

<事業の内容>

(1) 都市における木材需要の拡大

① 都市木利用拡大宣言事業

都市部等において建築物の木造化、内装の木質化や木材製品の利用拡大等に意欲を示す、「都市木利用拡大宣言」を行った事業者を登録・公表することを通じて、都市部等における木材利用に意欲が高い事業者の見える化を行います。

② 建築用木材の利用実証支援

中層建築物に重点を置いた建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシ）の利用実証の支援を行います。また、実証事業者が実証を通じて得た、設計・施工上の知見の普及を行います。

(2) 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

次の①から④までの取組について、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う取組を支援します。

① 非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化（防耐火規制の合理化など建築関係法令改正に対応した取組を含む。）

② ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及。

③ 建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応。

④ リフォーム等による長寿命化。

また、大学等と連携し、高い普及性が見込まれる新たな技術等の普及に向けた課題の整理等を行い、それにより得られた知見や実証事業の成果について普及を支援します。

<事業の流れ>



※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

<事業イメージ>

(1) 都市における木材需要の拡大



利用実証

設計・施工上の
知見の普及

(2) 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及



①強度や耐火性に優れた建築用木材の開発

②強度や耐火性に優れた建築用木材を活用した建築実証

③建築用木材の再検証や改善

非住宅・中高層分野の建築物の木造化・木質化の拡大に資する、強度や耐火性に優れた建築用木材の開発・普及

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

CLTを活用した先駆的な建築物の建築等支援（拡充）

【令和7年度予算額 1,000,173（1,000,621）千円の内数】

<対策のポイント>

CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る設計・建築の実証等を支援します。

<事業の内容>

地域の関係者等が連携した協議会方式による、技術の先駆性、普及性を踏まえて行うCLT建築物の設計・建築等（他構造との建築コスト比較を含む）実証事業を行う取組を以下により支援します。

① 技術重点型

CLTを活用した中大規模建築物や先駆性が高い建築物等の設計・建築・部材実証等、難度が高い建築を実践する際に整理すべき課題を把握するための技術的な事業を重点的に支援。

② 普及重点型（拡充）

街づくりやCLT製造企業との連携構築のためのモデル的な取組のほか、**新たに同一寸法の部材を活用した取組**等、既存のノウハウを活用した低コストな設計・建築等の事業を重点的に支援。

* 複数年にわたる全体実証計画に基づき事業を採択できるとし、複数の実証事項に関して円滑な事業実施が図られるよう工夫。

<事業の流れ>

※ 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

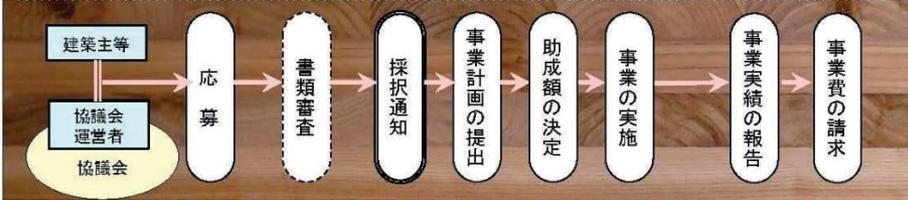


※経費別の補助率

- 協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
- 実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）

<事業イメージ>

<応募から事業実施までの流れ>



<これまでの取組事例>

① 技術的な実証



積雪荷重に対応した大空間を実現した取組例
LUPICIA本社屋（二セコ町）



耐火地域における耐火純木造の取組例
Port Plus（横浜市）



大盤パネルを用い大空間を実現した取組例
ニヘ札幌配送センター（石狩市）

② 普及に向けた実証



ユニット化しコストを抑えた取組例
CLT CELL UNIT（唐津市）



区画単位の木造化に向けた取組例
金山Wood City（名古屋市）

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大のうち
花粉症対策木材利用促進

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

＜対策のポイント＞

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等におけるスギ J A S 構造材等の利用の促進を支援します。

＜事業の内容＞

スギ材需要の拡大に向けて、住宅分野において、中小工務店等の事業者がスギ J A S 構造材等の利用を図るために行う、**住宅の主要構造部等に係る設計仕様の検討・変更**やスギ J A S 構造材等の調達に係る調整などに係る経費を支援します。

助成を受ける事業者は、スギ J A S 構造材等の継続利用に関する計画を提出し、スギ材を継続的に利用することが求められます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【スギ J A S 構造材等の利用を図るための取組の例】

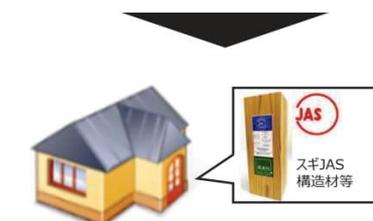


スギ J A S 構造材等
 を利用した設計に係る
 構造安全性の検証

スギ J A S 構造材
 等の調達に係る調
 整

スギ材を利用する意
 義についての建築主
 への説明

中小工務店等におけるスギ J A S 構造材等の継続的な利用



住宅分野でのスギ材の需要拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

CLT建築実証支援

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

<対策のポイント>

新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、CLT建築に携わる者の技術を底上げ等を図るため、地域でのCLTを活用した建築物の実証等の取組を支援します。

<事業の内容>

① CLT建築実証支援事業

地域の関係者（CLT製造工場、設計者、施工者）等が連携した協議会方式による、他構造との建築コスト比較を含めたCLT建築物の設計・建築等の実証事業を支援。

※同一の建築物を複数棟建てることを計画している場合や既存の木造化モデルを活用した建築物を建てることを計画している場合に優先採択

② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業

既往の技術を踏まえ、実用化に向けたCLT等の木質建築部材の製造コスト縮減や接合部の強度検証など、部材や工法の開発への支援や技術の普及等に取り組む事業を支援。

<事業の流れ>



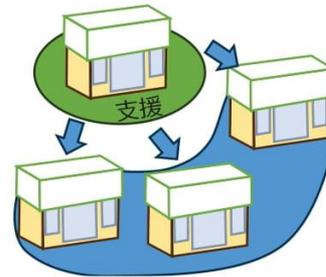
※経費別の補助率

- 協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
- 実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
(特に優れた内容と認められる場合は1/2)

<事業イメージ>

① CLT建築実証支援事業

<建築実証のイメージ>



事業成果を踏まえ
同一建物を展開



既存の木造化モデルを活用

② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業

<技術開発のイメージ>



CLT耐震壁
当初事業で
開発済

鉄骨造の制震ブレースをCLTの耐震壁に置換する際の配置や接合部の強度に関する技術を開発

実証で得られた課題や解決策を整理・分析した上で
事例集や発表会等を通じて普及

非住宅分野等における木材の消費拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

JAS構造材実証支援

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

<対策のポイント>

新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大の推進等のため、JAS構造材の普及・実証の取組を支援するとともに、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

<事業の内容>

①JAS構造材活用宣言事業

JAS構造材（製材、集成材など）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援します。

②JAS構造材の実証支援事業

「JAS構造材活用拡大宣言」を行った事業者（建設業者）が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、地域の先例として、普及・拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達に要する経費の一部を支援します。

③JAS構造材供給体制の整備事業

改正建築基準法の施行を見据えて、JAS構造材の供給拡大に向け、JAS材の品質管理等に必要な人材の育成や測定機器の導入及びアドバイザー派遣、また地域のJAS製造工場の連携体制の構築や情報窓口の設置等に要する費用の一部を支援します。

<事業イメージ>

①JAS構造材活用宣言事業

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設業者（利用事業者）の宣言例
<input type="checkbox"/> 宣言：JAS構造材の利用率向上
<input type="checkbox"/> 目標：〇年〇月までにJAS構造材を利用した非住宅建築物を〇棟建築します。 | 製材事業者（供給事業者）の宣言例
<input type="checkbox"/> 宣言：JAS構造材の生産拡大
<input type="checkbox"/> 目標：〇年〇月までにJAS構造材の生産量〇〇m ³ /年に向けて努力します。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

↓ 利用の取組

②JAS構造材の実証支援事業

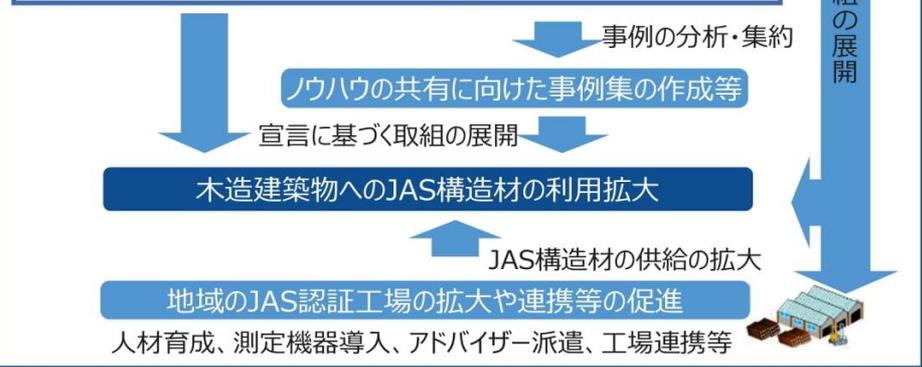
JAS構造材活用宣言事業者（建設業者）



<要件>
 ・対象は、非住宅建築物等。
 ・JAS構造材の調達に要する経費を支援

→JAS構造材の利用実証を通じて、調達ルートの構築や構造計算による広い空間づくりなどの利用のノウハウを獲得

宣言に基づく取組の展開



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち
建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

【令和6年度補正予算額 45,852,821千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。また、地域でのJAS構造材の供給体制構築等の取組を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

4. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、木造公共建築物等の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3、4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和7年度予算額 32,604(56,706)千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

<事業の内容>

1. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域の企業や行政が参画する地域協議会注1等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、施工者、木材コーディネーター、行政等により構成される協議会

<事業イメージ>

主な支援対象

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート等**



非住宅建築物等における木材利用の拡大

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)